

令和 7 年 6 月 5 日開会

令和 7 年 第 2 回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和7年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

本定例会に提出した案件は、専決処分12件、予算案5件、条例案5件、人事案1件、その他1件の合わせて24件であります。

まず、専決処分した事項についてご説明申し上げます。

議案第30号から議案第33号までは、専決処分した令和6年度一般会計並びに特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき予算額の補正を行ったものであります。

議案第30号「令和6年度つがる市一般会計補正予算（第10号）」は、地方税、交付金、特別交付税及び各事務、事業費の精査による国県支出金、繰入金、

市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、令和6年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から7億1,897万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を249億5,315万2千円としたものであります。

議案第31号から議案第33号までの令和6年度各特別会計補正予算3件につきましても、各事務事業費の精査による国県支出金等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

議案第34号から議案第41号までの8件は、専決処分した条例の承認を求めるものであります。

議案第34号「つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」は、青森県人事委員会の勧告に基づき、職員等の手当の額の改定のほか所要の

改正を行ったものであります。

議案第 3 5 号「つがる市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第 3 6 号「つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い改正された人事院規則を踏まえ、公務職場の魅力向上及び能率の向上に資するため、所要の改正を行ったものであります。

議案第 3 7 号「つがる市税条例の一部を改正する条例」は、関係法令の改正に伴い、軽自動車税に種別割を追加するほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第 3 8 号「つがる市監査委員条例の一部を改正する条例」は、地方公営企業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第 39 号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、基礎課税分の賦課限度額を引上げるほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第 40 号「つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び議案第 41 号「つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、連携施設や代替保育等の確保に関する特例措置を 5 年間延長するほか、所要の改正を行ったものであります。

いずれの予算、条例ともに、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

次に、予算案についてご説明申し上げます。

議案第42号「令和7年度つがる市一般会計補正予算（第1号）（案）」についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、人事異動による人件費の組替え及び国県の補助制度の変更、当初予算では見積できなかった経費等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和7年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に3億8,425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を249億9,425万円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

2款総務費では、令和6年度に実施した「定額減税調整給付金」の給付と、「令和6年分の税額」が確定したことに伴い、本来給付すべき額との間で不足が生じた方などに補足給付金を給付するため、新たに定額減税補足給付金給付事業費を計上いたしました。

3 款民生費では、車力地区温泉整備事業にかかる設計の完了に伴い、令和 7 年度の建築単価入替えにより増額となった事業費について、予算措置を行うとともに継続費を補正いたしました。

また、車力地区の 3 か所で行っている放課後児童クラブを統合し、車力小学校 1 か所で実施するための経費を放課後健全育成事業費に新たに計上いたしました。

4 款衛生費では、これまで実施してきたピロリ菌検査の受診率が低調であることから、20 歳から 39 歳までの未検査者を対象に、改めて検査キットを送付することで受診勧奨し、ピロリ菌の早期発見、早期治療につなげていただくための費用を、胃がん撲滅検診事業費に計上いたしました。

6 款農林水産業費では、柏農産物直売所の改修事業として、新たに建設する柏農産物加工センターへの渡り廊下の整備、及び西側駐車場を一体的に使用するための整備工事費を計上いたしました。

7 款商工費では、市制施行 20 周年事業の締めくくりとして開催する馬市まっりの期間延長、及び夜間運行などを行うための経費について、まつり協賛会補助金に追加計上いたしました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国県支出金、諸収入等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第 43 号から議案第 46 号までの令和 7 年度各特別会計及び下水道事業会計補正予算案 4 件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第４７号「つがる市情報公開条例の一部を改正する条例案」は、情報公開に係る審査請求があった場合の手続を簡素化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第４８号「つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第４９号「つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、育児時間の多様化に対応できるよう所要の改正を行うものであります。

議案第５０号「つがる市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 1 号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は、国民健康保険税の税率改正に伴い、未就学児に係る均等割額の軽減額の改正を行うものであります。

次に、人事案についてご説明申し上げます。

議案第 5 2 号「筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件」は、令和 7 年 6 月 2 3 日をもって任期満了となる委員の後任について、議会の同意を得るため提案するものであります。

最後に、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第 5 3 号「つがる市過疎地域持続的発展計画の一部変更について」は、当該計画に「中心商店街駐車場整備事業」を追加するため、過疎地域措置法の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき提案するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決及び御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。